

富士吉田市農業委員会 令和6年12月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年12月25日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第6番 渡邊 和英

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田利彦

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時02分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 12 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、渡邊 和英委員より欠席の連絡をうけております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 12 番 勝俣 道明 委員、第 13 番 志村 金三 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 04 分休憩）

（午後 2 時 07 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 4 委員会の 1 件については取り下げられておりますのでご報告いたします。それで

は第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号3の15号につきましては、譲受人親子が水稻の栽培を図るための権利移動の申請であります。譲受人は2名で、それぞれ持ち分の4分の1を譲り受け、譲り渡し人を含めて3名の共有となります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の15号の申請地は正福寺の西約230mに位置しています。申請地では水稻の栽培をするそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

持ち分2分の1については誰のものですか？

○ 事務局

2分の1は残して、残りの2分の1を4分の1ずつ2人に移動します。

○ 委員

譲渡人と譲受人の関係について

○ 事務局

いここから、いここ親子へ移動します。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の13号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の13号の申請地は、富楽時の南西約200mに位置しております。始末書によりますと、昭和40年代に申請人の父が住宅を建築したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の12号につきましては、申請人が住宅用敷地として使用し

ている追認案件です。用途地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。
ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の12号の申請地は、パチンコラッキー北東約240mに位置しております。始末書によりますと、平成3年に住宅を建築したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の5件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の5件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の73号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅用敷地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の75号につきましては、借受人が申請地を借り受け、店舗建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,845㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の79号につきましては、借受人の父が所有する申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の80号につきましては、借受人が申請地を借り受け、残土置き場として一時転用するものです。農用地内の第1種農地ではありますが、1年間の一時転用であるので許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,525㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の81号につきましては、借受人が申請地を借り受け、残土置き場として一時転用するものです。用途指定地域外の第2種農地であります。住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,021㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の73号の申請地は、牧野プライス富士吉田工場の西約100mに位置しており、住宅の建築を行う予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の75号の申請地は、ザ・ビック富士吉田店の南に隣接しており、店舗建築用地とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の79号の申請地は、楽々堂整形外科の南西約90mに位置しており、住宅を建築する予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の80号の申請地は、桑原重機の西約270mに位置しており、残土置き場として一時転用する予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の81号の申請地は、ファナックの工場の西約100mに位置しており、残土置き場として一時転用する予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の5件について採決いたします。第1委員会の5件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の78号については、譲受人が申請地を買い受け、店舗建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,552.66㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の78号の申請地は、明見コミセンの南西約290mに位置しており、店舗建設用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の74号については、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の77号については、申請地の一部を進路として利用している追認案件で譲受人が申請地を譲り受け、隣地と一体利用し、養蜂場等の作業所・資材置場とするものです。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の74号の申請地は、セブンイレブン富士吉田旭3丁目店の東約130mに位置しており、住宅を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の77号の申請地は、旧老人福祉センターの東約20mに位置しており、養蜂場等の作業所・資材置場として利用するそうです。始末書によりますと、昭和43

年ごろから住宅の進入路として一部、利用していたそうです。始末書等の必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の76号については、譲受人が申請地を譲り受け、事務所建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の76号の申請地は、セブンイレブン富士吉田寿駅前店の西約120mに位置しており、事務所を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の9件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

今回の案件は、設定件数7件です。筆数累計は16筆、面積合計は15,175.32㎡で、すべて再設定の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただ今の事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第3委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第5号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号21の5号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 考治 君）

第3委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第21の5号の申請地の内、新倉2223、2224はプレステージゴルフガーデンの北約230mに位置しております。また、旭4丁目2199は、同じくプレステージゴルフガーデンの北東約230mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

調査年月日について、9/25 と 12/20 はどちらが正しいのか？

○ 事務局

資料には農地パトロールをした日が載ってくるので9/25 となります。
現地調査は12/20 に行っています。

○ 委員

所有者が3筆すべてで外4名となっていますが、どういう所有の仕方でしょうか？

○ 事務局

持ち分が共有になっています。税務課で共有者の宛名を作って登録しております。

○ 委員

登記簿が畑で今回の非農地をとるのは何のため？

○ 事務局

非農地通知は、現況が農地としては使えない山林原野の状態になっていて、農地から除外したいためです。

○ 委員

地番 2199 について、現況は畑か山林原野か？

○ 事務局

資料は税法上の台帳地目が畑になっているだけで、現況は山林原野です。

○ 議長（会長）

他に質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第5号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号21の6号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の6号の申請地は、市営数見団地の北東約200mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の非農地通知交付申請の2件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第1委員会の受理番号12の4号及び受理番号12の5号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。12月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号12の4号及び受理番号12の5号については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の2件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和6年12月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。

その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。

これをもって、富士吉田市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時22分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月25日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 勝俣 道明

委 員 志村 金三